平成２３年（フ）第９３号
名古屋市南区豊２丁目22番５号　ドール豊202号
債務者　長屋　孝行
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３６１号
大阪市住吉区苅田７丁目９番15―601号
債務者　溝辺　久美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目１番21―204号
債務者　中辻　昌敏
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２号
大阪市生野区桃谷１丁目11番８―305号
債務者　月田智恵美（旧姓國信）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７号
大阪市生野区小路東２丁目７番７号　ニューハイツアサヒ302号室
債務者　岩本真澄こと岩本敏恵こと　文　　敏惠
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台２丁目３番地の８
債務者　中塩屋知子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５号
大阪府茨木市若園町23番８号
債務者　泉本工務店こと　泉本　和博
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２５号
大阪府八尾市光南町２丁目１番36号　加仲コーポラス501号
債務者　大西　加代
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７８号
大阪市淀川区新北野１丁目11番23―610号
債務者　長田　智子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５号
大阪市城東区関目５丁目19番22号　ニューシャトー203
債務者　的場　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３号
大阪市大正区北村２丁目14番１―405号
債務者　新郷　智子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８４号
大阪府豊中市本町３丁目10番11号
債務者　坂口　勇人
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１号
大阪市浪速区恵美須西３丁目13番31―507号
債務者　嘉田　　正
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３号
大阪府東大阪市新家２丁目１番22号
債務者　住永　伸子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目14番１号
債務者　小松　和美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２６号
大阪府池田市石橋４丁目10番20―301号
債務者　古谷　晃子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７号
大阪府守口市平代町４番９号
債務者　松木　加津（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部